

[事案 2023-349] 新契約無効等請求

・令和 6 年 9 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の意思にもとづかずに締結された契約であること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、精神的苦痛を受けたため慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 本契約は、約 30 年前に叔母が当初は自分の名義を利用して作成したものである。その後、契約の引継ぎを要請されたため、叔母を信用して引き継いだ。その時、契約書を交わした覚えはない。
- (2) 自分が 63 歳になる誕生日で保険料の支払いはすべて完了し、一生涯保障を得ると営業職員が言っていたことから長年そのままにしていた。
- (3) 保険会社から送られてきた申込書を確認すると、署名は私の字体だが、印鑑は私が当時持ち合わせた印鑑ではないことが判明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約について、契約締結時点では団体扱いであり、本契約に加入していることを当然に認識できた。平成 8 年以降、給付金請求、改印手続、住所変更手続、特約減額更新手続が行われており、契約締結後も維持管理がなされている。
- (2) 特約の保険期間や保険料払込期間について、契約内容通知書面や特約変更手続時の書面の記載から、その内容を認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。